

別紙:特別教育

2021年4月1日

科目(学科のみ)	根拠	講習時間	講師料(税込)	講師料(税別)
機械研削砥石の取替え等の業務に係る特別教育	則第36条1号 教規第1条	7時間	115,500円	105,000円
自由研削用砥石の取替え等の業務に係る特別教育	則第36条1号 教規第2条	4時間	66,000円	60,000円
動力プレスまたはシヤアの金型等の取付け、取外し又は調整の業務に係る特別教育	則第36条2号 教規第3条	8時間	132,000円	120,000円
アーク溶接等の業務に係る特別教育	則第36条3号 教規第4条	11時間	169,400円	154,000円
高圧・特別高圧電気取扱業務に係る特別教育	則第36条4号 教規第5条	11時間	169,400円	154,000円
低圧電気取扱業務に係る特別教育	則第36条4号 教規第6条	7時間	115,500円	105,000円
フォークリフト(最大荷重1トン未満)の運転の業務に係る特別教育	則第36条5号 教規第7条	6時間	99,000円	90,000円
高所作業車の運転の業務に係る特別教育	則第36条10号5 教規第13条	6時間	99,000円	90,000円
産業用ロボットの教示等の業務に係る特別教育	則第36条31号 教規第18条	7時間	115,500円	105,000円
産業用ロボットの検査等の業務に係る特別教育	則第36条32号 教規第19条	9時間	148,500円	135,000円
足場の組立て等の業務に係る特別教育	則第36条39号 教規第22条	6時間	99,000円	90,000円
墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務に係る特別教育(学科のみ)	則第36条41号 教規第24条	4.5時間	74,250円	67,500円
墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務に係る特別教育(学科教育+実技教育)	則第36条41号 教規第24条	6時間	99,000円	90,000円
第一種酸素欠乏危険作業に係る特別教育	酸欠則第12条 酸教第1条	4時間	66,000円	60,000円
第二種酸素欠乏危険作業に係る特別教育	酸欠則第12条 酸教第2条	5.5時間	90,750円	82,500円
粉じん作業特別教育	粉じん則第22条	4.5時間	74,250円	67,500円
石綿使用建築物等解体等業務特別教育	石綿則第27条2項	4.5時間	74,250円	67,500円
玉掛け特別教育	クレ則・クレ教	5時間	82,500円	75,000円
クレーンの運転の業務に係る特別の教育	クレ則・クレ教	9時間	148,500円	135,000円

「則」:労働安全衛生規則。「教規」:安全衛生特別教育規程。「酸欠則」:酸素欠乏症防止規則。「酸教」:酸素欠乏危険作業特別教育規程。「粉じん則」:粉じん障害防止規則。「石綿則」:石綿障害予防規則。「クレ則」:クレーン等安全規則。「クレ教」:クレーン取扱業務等特別教育規程

特記事項

- 講習に使うテキストは主催者側で準備してください。
- 講習会場はご依頼者側で準備してください。
- 修了証作成費用(修了記録保管費)として、1実施あたり10,000円請求します。

(ただし、当社メール会員は修了証作成費を無料とします。)

- 受講者が少ない場合、講師料を右記の通り減額します

受講者数	減額幅
10人未満	10%減

- 実技教育についてはご依頼者側で実施していただくようお願いします。

ただし、ご依頼者側で場所および設備を確保できる場合に限り実施します。(別途講師料必要)

別紙:その他の教育

職長教育等

科目(学科のみ)	根拠	講習時間	講師料(税込)	講師料(税別)
職長教育(一般事業所および製造業向け)	則第40条	14時間	165,000円	150,000円
職長教育および安全衛生責任者教育(建設業向け)	法第16条・則第40条	14時間	187,000円	170,000円

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針

科目(学科のみ)	講習時間	講師料(税込)	講師料(税別)
フォークリフト運転業務	6時間	99,000円	90,000円
有機溶剤業務従事者安全衛生教育	6時間	99,000円	90,000円

騒音障害防止のためのガイドラインに基づく労働衛生教育

科目(学科のみ)	講習時間	講師料(税込)	講師料(税別)
騒音作業従事者労働衛生教育	3時間	49,500円	45,000円

VDT作業に係る労働衛生教育の推進について

科目(学科のみ)	講習時間	講師料(税込)	講師料(税別)
VDT作業従事者労働衛生教育	3.5時間	57,750円	52,500円

○ 受講者が少ない場合、講師料を右記の通り減額します

受講者数	減額幅
10人未満	10%減

労働安全衛生法第59条 労働安全衛生規則第35条 雇入れ時安全衛生教育

新入社員教育(1時間あたり)	22,000円/H(税込)
----------------	---------------

ご依頼者側のご要望に合わせてカリキュラムを作成します

以上

ご不明な点がありましたら、下記にお問い合わせください。

労働安全および労働衛生コンサルタントには、労働安全衛生法第86条により守秘義務が科せられています。

安全安心株式会社のご利用を心からお待ち申し上げます。

お問い合わせ先



〒573-0163 大阪府枚方市長尾元町1-18-9
安全安心株式会社 代表取締役社長 中川潔まで
電話 080-6116-5806 または 072-865-3082
FAX 072-380-5305

メール: oshms-consultant@ares.eonet.ne.jp

URL: <http://www.eonet.ne.jp/~anzen/>